

令和3年（2021年）6月24日

本市元職員の再々逮捕の事案について

令和3年6月22日付けで懲戒免職処分を行った本市元職員1名について、本日、彦根警察署に「再々逮捕」された情報(3回目の逮捕情報)に接しました。この事案に関しましては、当該元職員に対して同月21日付けで本市から告訴状(3件目)を提出した事案でありますので、下記のとおりお知らせします。

記

1 告訴状の提出および再々逮捕の罪名

業務上横領の容疑(今回で3件目の事案)

※1件目の事案は令和3年5月17日付け公表内容を、2件目の事案は同年6月7日付け公表内容を参照ください。

2 当該元職員について

当該元職員は、当時、福祉保健部社会福祉課の生活保護のケースワーカーであった副主査、45歳、男性職員です(令和3年5月17日付けおよび6月7日付け公表内容と同じ職員です。)。当該元職員の社会福祉課在籍期間は、平成31年4月1日から令和2年9月30日までの1年6か月となります。

3 3件目の事案の経緯および概要について

3件目の事案の概要は、令和2年8月21日頃から同月24日頃までの間、生活保護のケースワーカーであった当該元職員が、社会福祉課で保管中の、担当していた生活保護受給者Cさんに支給すべき生活保護費122,000円を着服し、横領した疑いです。

なお、このCさんは、令和3年5月17日付け公表内容のAさんおよび6月7日付け公表内容のBさんとは別の方です。

(経緯)

令和2年10月7日、生活保護受給者Cさん宅へ別の職員が訪問しました。

当該元職員は令和2年10月1日付けの人事異動により他課へ異動したため、係長と新たに担当となった職員が担当交替の説明も兼ね訪問していたものですが、その際、Cさんに支給すべき保護費が支給されていないとの話になりました。

このことについて調査を行った結果、当該元職員とCさんの申出に相違が生じましたが、一方で現金支給簿のCさんの受領印が押印されていたことから、これ以上の事実確認が難しい事案と判断し、1件目および2件目の事案とあわせて彦根警察署へ相談を行っておりました。こうした中、令和3年6月7日に当該元職員が2件目の事案で再逮捕となり、その後、本事案に関する疑義が高まったことから、あらためて令和3年6月21日付けで本事案の告訴状(3件目)の提出に至ったものです。

なお、Cさんについては、保護費が支給されるまでの間、生活状況の確認を行うとともに、横領された金額と同額の支出処理を令和3年3月19日に行い、あわせて支給が遅れたことについて謝罪を行ったところです。

4 他の疑わしき事案の有無について

他の疑わしき事案の有無については、現在警察により捜査中の内容となりますことから、コメントについては差し控えさせていただきます。

5 不祥事発生の原因および再発防止策について

本不祥事については、管理監督者の果たすべき役割が不十分であったこと、また、組織としてのチェック体制が万全ではなかったこと等が原因であったものと認識しています。

保護費を現金支給するに当たっては、これまでからも組織としてマニュアルを作成し対応してきましたが、今回の件を受け、令和2年11月からは、保護費の管理方法やチェック体制を強化した内容にマニュアルを改定し、再発防止に取り組んでいます。

生活保護業務に関し、職員の逮捕を含む、重大な不祥事を起こし、市民の皆様の当市行政に対する信頼を大きく失墜させてしまったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。今後このようなことが二度と起こらないよう、組織全体でマニュアルの遵守はもとより、綱紀の肅正および規律の確保に努めるとともに、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

(元職員に関すること)

彦根市総務部人事課(彦根市元町4番2号)

担当：人事課 浅原、野島

TEL：0749-30-6106(直通)、FAX：0749-22-1398

(告訴事案に関すること)

彦根市福祉保健部社会福祉課(彦根市平田町670)

担当：社会福祉課 上野、大久保

TEL：0749-23-9590(直通)、FAX：0749-26-1768